

国際交流会館等に係る土地・建物に対する課税の状況

資料4

施設名	所有・借地の別		固定資産税				(参考)合築の経緯
	土地	建物	土地	減免の理由	建物	非課税・減免の理由	
札幌国際交流会館	借地	区分所有	-	-	居室:非課税 事務所:非課税	居室:地方税法等に基づき非課税 事務所:自治体の判断により非課税・減免	豊平地区の国際交流ゾーンとしてのの再開発整備にともなう、札幌市からの要望
金沢国際交流会館	借地	区分所有	-	-	居室:非課税 事務所:減免		石川県からの金沢大学周辺の土地活用に対する要望
福岡国際交流会館	借地	区分所有	-	-	居室:非課税 事務所:課税		地元等からの強い要請等により、敷地全体の有効活用を図るため
大分国際交流会館	借地	所有	-	-	居室:非課税 事務所:非課税		-
東京国際交流館	所有 /借地	所有	单身用A棟にかかる部分のみ減免	条例に基づき減免	居室:单身用A棟のみ非課税 事務所:課税		-
兵庫国際交流会館	借地	所有	-	-	居室:課税 事務所:課税	-	-

## (参考) 固定資産税の非課税・減免の要件について

### ○「地方税法」(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号) <抄>

第三百四十八条

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合においては、当該固定資産の所有者に課することができる。

四十 独立行政法人日本学生支援機構が独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する家屋で政令で定めるもの。

### ○「地方税法施行令」(昭和二十五年七月三十一日政令第二百四十五号) <抄>

第五十一条の十五の六 法第三百四十八条第二項第四十号 に規定する政令で定める家屋は、次に掲げる要件に該当する寄宿舍とする。

- 一 専ら学校教育法第一条 に規定する学校の学生又は生徒(同条 に規定する学校において修学する外国人留学生を含む。次号において「学生等」という。)を入居させることを目的として設置されたものであること。
- 二 学生等の居室の用に供する部分の床面積の合計を当該寄宿舍の定員の数値で除して得た床面積が二十平方メートルを超えないものであること。
- 三 寮費その他これに類する入居の対価が総務省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 当該寄宿舍の全部又は一部が旅館業法第二条第一項 に規定する旅館業の用に供されているものでないこと。

### ○「地方税法施行規則」(昭和二十九年五月十三日総理府令第二十三号) <抄>

第十条の十三の二 政令第五十一条の十五の六第三号に規定する総務省令で定める基準は、寮費その他これに類する入居の対価の金額(食費、光熱水費その他実費徴収として徴収されるべき費用に係る金額を除く。)が、一月当たり三万五千円を超えないこととする。

### ○「独立行政法人日本学生支援機構法」(平成十五年六月十八日法律第九十四号) <抄>

第三章 業務

(業務の範囲)

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

三 外国人留学生の寄宿舍その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設置及び運営を行うこと。

○「東京都都税条例」(昭和二五年八月二二日条例第五六号) <抄>

(固定資産税の減免)

第百三十四条 次の各号のいずれかに該当する固定資産であつて、知事において必要があると認めるものに対する固定資産税の納税者に対しては、当該固定資産税を減免する。

二 公益のために直接専用する固定資産(固定資産の所有者に課する固定資産税にあつては、当該所有者が有料で使用させるものを除く。)